

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年6月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. R3. 5月31日、多面的事業（R1～2年度）に農政局に実施報告（適正である）とした伺い及び関係書類全部 2. ○○土地改良区に関するR2年度の定期検査に求づく指摘事項に対する経緯経 分かる書類全部 農山漁村振興課、法人検査課、農山水産○○」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年6月23日、実施機関は、本件請求に対して、「1. R3. 5月31日、多面的事業（R1～2年度）に農政局に実施報告（適正である）とした伺い及び関係書類全部」に係る公文書を「多面的機能支払交付金にかかる書類」のうち法人検査課において保有するものと特定し、当該公文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を、「2. ○○土地改良区に関するR2年度の定期検査に求づく指摘事項に対する経緯経 分かる書類全部」に係る公文書について、法人検査課に係るものを別表記載の公文書と特定し、条例第8条各号に該当する情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（本件審査請求外）を行い、それぞれ審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年6月25日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月14日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

本来あるべき書類（市から国県市抽出検査（県推進協議会）における対応方針及び対応状況の確認等多面的事業に関する作業員とか自主委託契約等を受理した書類及び改良区の定カン違反等の定期検査で確認をしながら黙殺した件で知り得た書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、審査請求人が公文書公開請求した書類のうち、「1」については、多面的機能支払交付金に係る書類であると推察したが、法人検査課の分掌事務は農林水産団体等の検査であり、多面的機能支払交付金に係る事務は所掌していないため、法人検査課において文書は保有しておらず、当該公文書公開請求について、条例第12条第3号の規定により公開請求を拒否した。

また、同一日付で、法人検査課は、審査請求人が公開を求めている書類のうち、「2」に対する書類のうち法人検査課に係るものを別表記載の公文書と特定し、条例第8条各号に該当する非公開情報を別表に記載のとおり非公開とした上で、公文書部分公開決定処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年 3月14日	諮問
令和7年 7月29日 第3部会（第22回）	審議
同 年 8月27日 第3部会（第23回）	審議

ww

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関は、本件請求に係る公文書を第2の2のとおり特定し、当該公文書が不存在であるとして本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張しており、公文書の存在を争っていると解されることから、本件請求に係る公文書の保有の有無を以下検討する。

実施機関によると、法人検査課の分掌事務は農林水産団体等の検査であり、多面的機能支払交付金に係る事務は所掌していないとのことである。

当審査会において確認したところ、多面的機能支払交付金に係る事務は農山漁村振興課、総合県民局及び東部農林水産局に分掌されており、法人検査課において当該請求に係る事務を所掌していないことは、実施機関の組織・権限に関する規程等からもこれに相違ないと認められることから、本件請求に係る公文書を保有しておらず、不存在であるとの実施機関の説明には、特に不合理な点は認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	

別表

公文書の件名	公開をしないこととした部分	非開示条項
〇〇土地改良区から令和3年6月4日付け那南土第9号で提出された文書 「検査書に係る改善措置報告の提出について」	「検査書に係る改善措置報告の提出について」の土地改良区理事長の印の印影	2号
	「理事会議事録（抄本）」の土地改良区理事長の印の印影	2号
	「理事会議事録（抄本）」の事務局の職員名	1号

	「理事会議事録（抄本）」の理事会議長及び議事録記名人の印の印影	1 号
	「監事意見書」の総括監事及び監事の印の印影	1 号